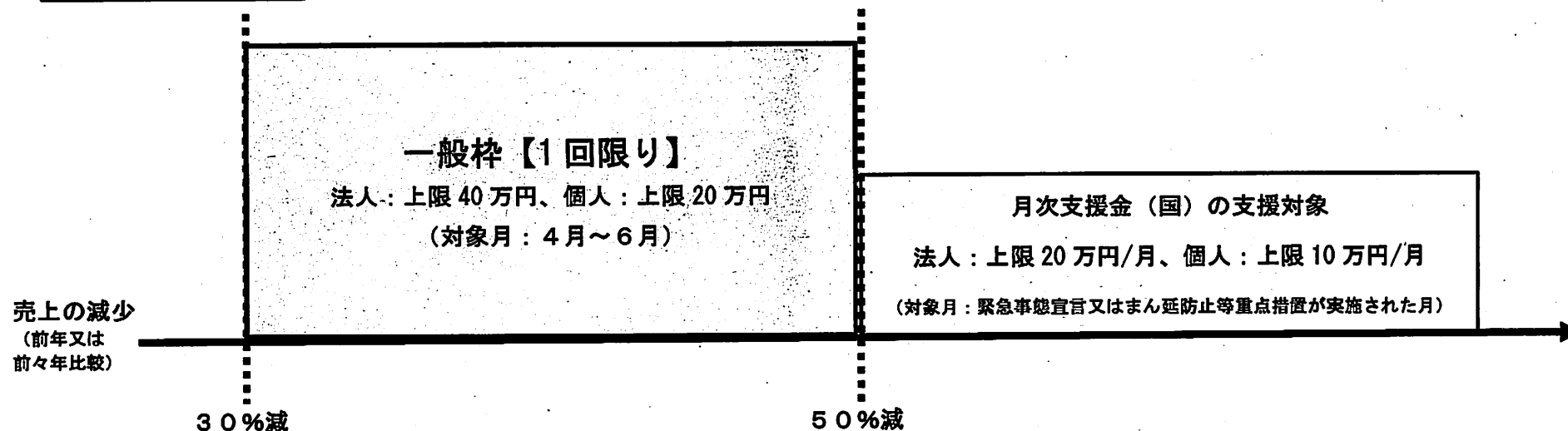


愛知県中小企業者等応援金【一般枠】の概要

- 国は、2021年4月以降に発令された緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、「月次支援金」を交付。
(対象期間：緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が実施された月、法人：上限20万円/月、個人：上限10万円/月)
- 県は独自支援策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「月次支援金」の対象とならない4月～6月合計の売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等を対象に、「愛知県中小企業者等応援金【一般枠】」を交付。

イメージ図



◆ 中小法人・個人事業者等への支援

- 4月～6月の合計売上高が前年又は前々年同期と比較して30%以上50%未満減少した事業者に対して、その期間の売上高減少額を交付（中小法人：上限40万円、個人事業者：上限20万円）、1回限り

※愛知県感染防止対策協力金との併給は不可

※愛知県中小企業者等応援金【酒類販売業者枠】との併給調整有り

